

## 地域ブランドの保護制度について

福岡県知事 麻生 渡

福岡県では、県独自の品種開発や県産農産物のブランド化に取り組み、「博多あまおう」(いちご)や「博多万能ねぎ」、「夢つくし」(米)など内外から高い評価を受けるブランド農産物を輩出し、農業の振興を図っている。また、「豊前海一粒かき」や「玄海とらふく」などをブランド化し、観光と一体となった地域振興施策を推進している。

このような、地域が一体となって取り組む地場特産品のブランド化は地域活性化に極めて有効であり、これを知的財産権により保護し支援していくことが必要と考えるが、現在の商標制度では地域ブランドへの保護が不十分である。

地域ブランドの保護の制度化に当たっては、広く地域振興につながるという観点に立って検討すべきであり、次のような点には留意する必要があると考える。

- ・ 地域ブランドは、地域が一体となって取り組むものであることから、その登録主体は、当該地域の生産者等からなる団体が主となるものではあるが、地域での取組みの実情に応じて、団体加入率等の数量要件は弾力的に取り扱うとともに、団体の範囲についても多様さ(自治体、商工会議所等)を認めることが適当。
- ・ 地域ブランドの対象となる商品(役務)の要件については、生産地の範囲や品質等の基準が明確に設定されており、それが消費者等に十分周知されることが担保されていれば、原産地等については幅を持たせ弾力的に取り扱うことが適当。
- ・ 上記のように、地域ブランドの保護制度を弾力的に運用するとすれば、その商標権の効力の排他性は低く設定されるべきである。